

菊池先生と法哲学

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1707>

出版情報 : 法政研究. 42 (4), pp.12-21, 1976-03-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

菊池先生と法哲学

水波 朗

菊池先生と法哲学との深いつながりは、事柄を外面的に眺めただけでも明白であります。まず第一には、先生はわれわれの学部で法理学の講義や演習を担当されました。また第二には、戦後日本法哲学会が創立されたその当初からの理事として日本の法哲学の今日の発展を指導されました。そして第三には、ほかならぬわれわれの法哲学懇話会が一〇年近く前に始められた当時から、殆んど毎回御出席あってわれわれ後進を指導して下さい、御自分から進んで幾度も報告までもして下さいました。

しかしこうした外面的な観察を更に深めて、いったい菊池先生の法哲学とはなんであったのか、それをどう評価すべきか、これら二つのことを、わたくしの小さな能力と許された短い時間でなしうる限りで語ることが、今日のわたくしの課題であると思います。

ある法哲学者を位置づけ評価するのに、二つの仕方があります。一つは、その法哲学者がどのような哲学的教養を懐いてその生涯の法哲学的思索をなしたか、と問う観点であります。この観点からみますと、菊池先生は新カント学派の法哲学者であった、と言うほかないと思います。先生はまだうら若い二〇才代の半ば、東京大学法学部の助手として研究生生活に入られた当初に長篇の論文「国家概念の法律的基础」をかかれて、これが大正二二年の「国家学会雑誌」に三回に亘って分載されております。先生は生涯のあいだ法哲学を抽象的に語られることは、まずはなかった

わけですが、その稀な例外がこの論文であります。ここでは新カント学派の哲学者であり法哲学者でありましたエミール・ラスクに依拠しながら、「法律学とは何か」、「法とは、権利とは何か」、「法人の本質は何か」といった法哲学的根本問題が真正面から扱われております。今日の若い方々には想像もできないことですが、当時はヴィンデルバンド、リックカート、コーエンといった新カント派の哲学が一世を風靡して、大学や旧制高等学校の圧倒的多数の教授や学生の教養を培っておりましたから、菊池先生が新カント派的教養を懐いて新カント派的法哲学を説くことからその学問的生涯の出発をなされたことは、自然であり、新カント派の法哲学が、晩年にいたるまでの先生の思索に微妙な影響を与えていた、ということも覆いがたい事実であります。

しかしこうした観点からだけ菊池先生の法哲学をみたのでは、まず第一に、次第にのべてゆきますような菊池先生の法哲学の中心的部分の認識が、すっぽりと欠落することになります。また第二には、菊池先生の法哲学を不当に低く評価することに繋がります。なぜなら、新カント学派は今日の専門哲学者のあいだでほとんど支持するものがない過ぎ去った哲学でありまして、菊池先生の法哲学を新カント派の法哲学というのは、つまりはそれは過ぎ去った法哲学であるということであり、今日の青年達にこれを学ぶ意欲をそれだけで喪わせるでしょう。また今日は世界観の多元主義の時代であります。一世を風靡するような哲学の学派はなにもなくて、あるいは現象学派があるいは実存主義が、あるいは論理実証主義が、そしてあるいはトマス主義が、それぞれに多数の信奉者を擁して相拮抗しております。菊池先生の法哲学を新カント派の法哲学と規定することは、先生の法哲学がもつ不可思議な説得力を、世界観を超えた普遍性の側面を、はじめから見落させることになります。

そこで或る法哲学者を位置づけ評価する他の仕方、第二の観点に赴かざるをえません。それは、その法哲学者がどのようなボン・サンスの声、健全な常識の声に聞き入ることから実際には、出発しながら、また絶えずこの声に立ち戻

りながら、実定法に密着した日常的経験の不断の反省のなかから、どのような方向性をもった法哲学の体系を形成して行ったか、と問う観点であります。わたしは思いますに、このような仕方では菊池先生の法哲学を吟味します場合のみ、その核心の部分がみえてき、その普遍性、その不朽の価値が分かります。

菊池先生は労働法、経済法、社会保障法を体系づける傍ら、これらをいわば包摂した「社会法」の体系化を生涯の目標とされた、といわれております。たしかに昭和四三年の先生の論文集「社会法の根本問題」は、先生の生涯の御研究の最高の達成であると思えます。そこで、この「社会法の体系」を法哲学とは異なった見地で検討することはわたしに引き続き林教授がなさるでしょうが、わたしはこれを法哲学の観点から吟味しようと考えます。

菊池先生の「社会法」を法哲学的にみますと、そこには有機的に連関する四つの要素を数えることができます。第一には健全な常識の要素であり、第二には法社会学的考察の要素であり、第三には労働法、経済法、社会保障法といった実定的な法の分析の部分であり、第四にはこの分析を通じて析出される法哲学的原理の要素であります。

まず第一の健全な常識の要素からのべます。菊池先生は、昭和二五年の「法律時報」が「私の法哲学」と題して法学界の大家達に求めたアンケートに答えた短い文章のなかで、ふと漏らすようにして、先生の法思考の実際の出発点となった健全な常識、ボン・サンスの声を記録しておいでです。そこでは「個人法から社会法へ」という法学界では良く知られた標語と労働者階級の生活保障とが、さしあたってこのボン・サンスの声をひき出す機縁となつています。こう書かれています。「基本的人権の社会化は、個人法から社会法への法体系轉換の軸であり、社会的正義は労働者階級の人間的生活保障の実現によってのみ到達されるものである」。そして実はその次がいっそう重要です。「それは団体に個人が没入した全体主義的専制ではなく、個人の創意と尊厳を保障しながら今日の幸福をはかるための社会的統制をおこなうものである」。——つまりここにあるのは、人間は人格者として集団に埋没することのない自由

な主体であるが、集团的に生きてのみ人格者は真に人間的な発展をとげる、という人間の「社会的本性」への洞見であり、社会的統制すなわち法規範はこの基底の現実を破りえない、という明察であります。

このボン・サンスの声は、なにも菊池先生だけのものではなく、実は万人のものでもあります。万人のものであればこそ、それはあらゆる社会的変動を推し促してゆく原動力ともなりうるものであります。ラードブルフの次のような言葉を肯定的に引用なさる時、菊池先生はこのことをお考えになっていたと考えられます。「自分は、科学的社会主義によって党に結ばれたのではなく、むしろ社会的正義への願望によってそうなったのだということを、告白せざるをえない」。

この常識の洞見こそが、アトム的・孤在的人間観に対応した「個人法」から脱却して、より健全な社会的本性観に立脚した「社会法」へと一九二〇世紀の法学界を転向させて行った原動力であります。また第二には労働者階級的生活保障のための社会事業法、社会保障法を含めた一切の社会政策的立法の運動の窮極的推進力であります。そして第三には、外ならぬ菊池先生の五〇年にわたる社会法体系化への強靱な精神力をもってする御努力の根源にあるのも、この健全な常識の洞見でありましょう。先生が平素、自らに師なしと言われる時、又自らの学問的頑さを自称される時、先生はこのことを御自覚になっていたようにもみえます。

こうした万人に普遍的なボン・サンスの声から出発し、不断にそれへと立ち帰って学問的営為を遂行することは、何かの特定の学派の哲学、何かのドグマ、何かのイデオロギーを出発点とすることは、まったく別のやり方であります。

菊池先生の社会法の第二の要素、法社会学的要素はこうです。菊池先生にとって、人間の社会的本性は、国家生活とその法秩序の営みとして現れるだけのものではなく、何よりも国家以外の多様な社会的集団の生活として、それら

のそれぞれに固有な法秩序として現れるものであります。このような社会的多元論、法秩序の多元論を、先生は、オートー・フォン・ギールケから、ことに生涯愛読されたジョルジュ・ギユルヴィチの一九三二年の名著「社会法の理念」から汲まれました。

また国家やその法規範から独立して、それらにとっての所与的事実として社会的諸集団やその法秩序が「存在する」だけでなく、これら諸集団や法秩序は固有の法則性をもって「作用する」ことをもなすので、国家の実定的法規範は不断にこれを受けとめ反応する必要があります。そうしたことの経済的な側面については、先生はマルクス・エンゲルス、ことにメンガーその他から多く学ばれました。

菊池先生の社会法の第三の要素はこうです。それはいまのべました法社会学的に観察される現実を所与として受け取りつつ独自の技術的形成によって生み出された国家の実定法の世界的考察であります。例えば、労働者・傭主の自由競争的・個人法的労働契約という所与的なものを変質させて、社会法的なものとしてゆくもろもろの労働法規の考究であります。また資本主義社会の経済制度がもたらすさまざまな禍患という所与に対応する社会事業法、社会保障法の実証的究明であります。これらを包摂した社会法の諸法規の法学的解明であります。菊池先生のもっとも豊かな御業績がそこにあるこうした研究については、深山教授がいま語られましたし、林教授がすぐ後でのべられるでしょうから、これを措きましよう。

最後に第四の要素は、これら実定法規のすみずみに働き及ぶ「社会的正義」の理念の析出であります。「社会法とは社会的正義である」との端的な言葉も、先生の著作にはありますが、社会的正義は先生の社会法の頂点であり、又その根底であります。そして菊池法学の哲学的核心がそこにあります。

一九六七年度の「法哲学年報」に寄せられた「社会的正義について」と題した御力作の論文は、「社会法の根本問

題」の巻頭に再録されておりますが、この巻頭におかれていること自体が菊池先生の社会法学における社会的正義の位置を語っております。

では菊池先生にとって、社会的正義とは何なのか？ この論文の冒頭で先生は、正義についての問いを二つに分けておられます。一つは形式的・形相的考究であり、他は実質的・質料的・歴史的考究であります。先生は自らの社会的正義の問いを後者に限定することから始められます。それは恰も「哲学者としての法哲学者」の正義の問いと、「法律家としての法哲学者」のそれとを区別するかの如くであります。

ところでよく知られておりますように、アリストテレスが明確にそれを説いて以来、三つの正義が古来から区別されてきました。一つは社会的集団の成員といったことから一応捨象されたたんなる個人たるかぎりでの個人の間で「各人ニ各人ノモノヲ帰ス」正義であって、これは交換的正義と名付けられました。他の二つは社会的集団の生活にかかわる正義で、一つは共同生活によって生み出された共通の利益、共同善を各成員に還元することにかかわる配分的正義であり、他はこの共同善を生み出すことに各人が寄与すべき義務にかかわるもので、これが法律的正義としばしば言われるのは、この致すべき寄与の割当が通常法律によってなされるからであります。わたしたちの法哲学懇話会の熱心なメンバーの一人に九大文学部の哲学の教授稲垣良典さんがおいでですが、稲垣教授は最近、「法的正義の理論」と題した優れた著作をお出しになりました。この著作の中で法律的正義の観念についての古代・中世を経て今日に及ぶ哲学的論義を綿密に跡付けておいでですが、稲垣教授自身は今わたしが三つに分類してその一つとした法律的正義よりもっと広い意味にこの語を解して、配分的正義をも含め、集団の共同善の現実化およびそれを通じての人間の自己完成にかかわる正義を法律的正義とされ、これこそが全実定法の存在を支える根拠であり、原理である、と考えておいでのようです。菊池先生の社会的正義は、稲垣教授のこの意味の法律的正義に近いものとみえ

ます。それは私が分類しました三分法での配分的正義と法律的正義とを包括するもので、人間の社会生活・集団生活のなかで現実化される正義であり、さらに言えば、人間の社会的本性が平和のうちに達成されるための基本的諸条件に適合することとしての正義、とでも表現すれば、菊池先生の社会的正義の意義を明確化しうるでしょう。

しかしそうした社会的正義ならば、たんに法律の一分科としての社会法の原理であるのみでなく、そもそも実定法全体の原理であるべきではないのか？ このことは、先生の殆んど最後の論文に近い「社会法と全法律」において多年の主張を繰り返して公・私法の中間の第三領域として語られる社会法の領域がいかに広大なものであるとしても、なお生じうる疑問であります。しかし正にこのように御自分の精通された実定法の分野を超えてで全法秩序の原理などを語られない抑制の態度のうちに、「哲学者としての法哲学者」と「法律家としての法哲学者」との区別の自認を表わしておいでであった、と思います。

それにしてもこの御専門にかかる実定法の分野の認識は、先生の場合それを通じていかに広大な展望を開くかは、「社会的正義について」の論文がよくこれを示しています。この論文は一見したところ法哲学の論文とは思えないほど実証的・具体的・歴史的事実の記述に満ち満ちております。そこでは、第一には世界的視野でみた労働関係の中の社会的正義の現実化が、第二には社会的正義と世界平和との関係が、第三には社会的正義と政治や憲法とのかがわりのが、第四には労働法・社会保障法などの実定法規のうちでの社会的正義の現実化がのべられています。これらについては、只今深山さんによって詳しくのべられました。

こうした歴史的・具体的な社会的正義現実化の記述が、一八世紀から二〇世紀にかけて、「社会的正義」を世の人びとに自覚させた社会思想家の学説の引用によって裏打ちされています。それはルソー、コンドルセ、ゴドヴィン、サン・シモン、フリーエ、プルドロンから、マルクス、エンゲルス、レーニン、トルストイ、ホブハウス、E・バーカ

1、テイヤール・ド・シャルダンに及んでいます。これらの思想家から汲まれた哲学的反省が、法律家としての日常的な体験のうえに加えられて、先生によって「社会的正義」と表現される一つの思考の基本線を打ち出しています。この基本線は、菊池先生の著作の注意深い読者には明瞭にみえてくるものであります。

菊池先生の社会法の四つの要素を要約しましょう。第一には、人間の社会的本性への常識の洞見。第二にはこの社会的本性の国家に限定されぬ多様な現実化と社会的諸集団の作用の固有法則性。第三にはこの社会学的所与に対応して形成された国家の実定法規の認識の独自の世界。そして最後に第四として、これら実定法規の分析が到るところで示す社会的正義への希求とその現実化の基本動向。

この最後の社会的正義は、その基本線に沿って公式化すれば、人間の社会的本性が平和のうちに達成されるための基本的諸条件に適合することであり、そしてこれは、人格者としては集団のうちに埋没しないが集団のうちにおいてしか人間的発展をとげない人間的本性についての、健全な常識の声に呼応するものであり、この声の学問的思考の上への反響であります。菊池法学の法哲学的核心をなす「社会的正義」は、こうして人間の社会的本性についての健全な常識の洞見から出発し、この洞見に帰るものであります。この洞見は敢て菊池先生のものであるに限らず、万人のもので、菊池先生の社会法の、その法哲学の不思議な説得力の秘密がこれによって解かれます。菊池先生の法哲学の核心の普遍性がここにあります。又この洞見、このボン・サンスの声は時代を超えた永続的なものであって、これに繋る菊池先生の法哲学の核心が朽ちることのないものである所以が、ここにあります。新カント学派は過ぎ去るでしょう。しかし菊池法学の哲学的核心は永遠に留るでしょう。

最後に菊池先生と法哲学懇話会とのかかわりに連関して、先生のお人柄を偲ぶ一、二のことをのべることを、お許

し願いたい。私がこのことを申し添えますのは、人間の健全なボン・サンスの声がある者の実存のうちで高鳴るか否かは、その人格者の「存在様態」の形相化、質料化に（すなわちその「格調」の高さ、低さに）依存する、という私の多年の主張につながるからです。

晩年の菊池先生は御自分の法哲学的論文を公刊されるに先立って、法哲学懇話会でその要旨を報告され、わたしたち後進の意見を求められるのを常としておいででした。こうして「社会的正義について」が生れ、「社会法と全法律」が生れました。先生はこうした御報告や平素の御発言の内容によってわたしたちを指導して下さっただけでなく、もっと深く大きなものを教えて下さったと思います。七〇才を超える一代の碩学が、子供か孫のようなわたしたち後進に、なんの見栄もてらいもなくその御労作について意見を求められ、子供のような素朴さでわたしたちの未熟な言葉に耳を傾けられる——そうしたところに学者の真骨頂をみたのは、わたしだけではなかったと思います。

私たちの例会の最近のものは、七月一二日に行われました。今年の長い暑い夏の中でも格別に暑い日でしたが、午後一時半から会は始まり、活発な討議のしめくりの発言を、例の如く先生があざやかにやって下さいました。先生は近来になくお元気だな、と私は思いました。午後四時頃例会が終り、別れ際にわたしたちは先生に冗談を言い、先生はそれに応えてにこやかに笑われ、九大中門の電車の停留所へと、例のゆったりとした足取りで去られました。その情景が、いま眼前に浮びます。後から聞きましたが、先生はそれから御宅で八時九時の頃までは、奥様と愉快に談笑しておいででした。そして突然来た心筋梗塞に倒れられ、翌朝七時には早くも不帰の客となりました。ある夏の暑い日、それまでは枝一つ動かさなかった巨樹が、突如音もなく、目にみえぬ手に推さるる如くに倒れた、といった印象を私はもちました。

この巨樹の如き菊池先生はその格調高い御生涯の最後まで法哲学と共においででした。最後の最後までわた

したち後進を指導して下さいました。わたしたちは、その証人です。あまりにも不意に、幽明境を異にして遠く旅立たれた方、いま皆さんとともに懐かしく偲んでいる先生は、こうした方でした。